

平成二十一年第一回臨時会

青森県後期高齢者医療広域連合議会会議録

青森県後期高齢者医療広域連合議会

目 次

第 1 号 平成 21 年 7 月 6 日（月）

議事日程 第 1 号	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	2
説明のため出席した者の職氏名	2
出席書記氏名	2
開会・開議	3
議席の指定（日程第 1）	3
会議録署名議員の指名（日程第 2）	3
会期の決定（日程第 3）	3
諸般の報告	3
議長の選挙（日程第 4）	3
当選告知	4
議長あいさつ 1 番（澁谷勲君）	4
議案 3 件一括議題（日程第 5 - 7）	5
提案理由の説明 広域連合長（鹿内博君）	5
副広域連合長の選任について（日程第 8）	8
提案理由の説明 広域連合長（鹿内博君）	8
監査委員の選任について（日程第 9）	8
提案理由の説明 広域連合長（鹿内博君）	8
発言の申し出 逢坂雄一君	9
発言の申し出 広域連合長（鹿内博君）	10
閉会	10

平成 21 年第 1 回臨時会 青森県後期高齢者医療広域連合議会会議録第 1 号
平成 21 年 7 月 6 日（月曜日）

議事日程 第 1 号

平成 21 年第 1 回青森県後期高齢者医療広域連合議会臨時会

平成 21 年 7 月 6 日（月曜日） 午後 2 時開議

- 第 1 議席の指定
 - 第 2 会議録署名議員の指名
 - 第 3 会期の決定
(諸般の報告)
 - 第 4 議長の選挙
 - 第 5 議案第 8 号 専決処分の承認について
(平成 21 年度青森県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療
特別会計補正予算（第 3 号）)
 - 第 6 議案第 9 号 専決処分の承認について
(青森県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の
一部を改正する条例の制定について)
 - 第 7 議案第 10 号 専決処分の承認について
(青森県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条
例の一部を改正する条例の制定について)
 - 第 8 議案第 11 号 副広域連合長の選任について
 - 第 9 議案第 12 号 監査委員の選任について
-

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（16 名）

- 1 番 澁谷 勲 君
- 2 番 相馬 籠一 君
- 4 番 斎藤 直文 君
- 5 番 平山 誠敏 君
- 6 番 小山田 久 君
- 7 番 馬場 騎一 君
- 8 番 宮下 順一郎 君
- 10 番 小笠原 勝則 君
- 11 番 三津谷 公雄 君

12番	森内	勇君
13番	齋藤	恵一君
14番	二川原	和男君
15番	小野	俊逸君
17番	吉田	豊君
18番	橋本	光榮君
20番	小笠原	義弘君

欠席議員(2名)

3番	小林	眞君
19番	太田	健一君

説明のため出席した者の職氏名

広域連合長	鹿内	博君
事務局長	大柴	正文君
会計管理者	福士	裕之君
業務課長	其田	昭彦君

出席書記氏名

書記長	田村	實
書記	橋本	智春
書記	磯野	裕子

午後 2 時開会

副議長（齋藤恵一君） これより、平成 21 年第 1 回青森県後期高齢者医療広域連合議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は「議事日程第 1 号」により会議を進めます。

日程第 1 議席の指定

副議長（齋藤恵一君） 日程第 1 「議席の指定」を行います。

今回、新たに当選されました澁谷勲議員、小山田久議員、森内勇議員、小野俊逸議員及び太田健一議員の議席は、会議規則第 4 条第 2 項の規定により、副議長において、澁谷勲議員を 1 番に、小山田久議員を 6 番に、森内勇議員を 12 番に、小野俊逸議員を 15 番に太田健一議員を 19 番に、指定いたします。

日程第 2 会議録署名議員の指名

副議長（齋藤恵一君） 日程第 2 「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 71 条の規定により、14 番二川原和男議員及び 15 番小野俊逸議員を指名いたします。

日程第 3 会期の決定

副議長（齋藤恵一君） 日程第 3 「会期の決定」を議題といたします。

副議長（齋藤恵一君） お諮りいたします。

今期臨時会の会期は、本日 1 日としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（齋藤恵一君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日 1 日と決定いたしました。

諸般の報告

副議長（齋藤恵一君） この際、諸般の報告を行います。

閉会中の議員の異動についてであります。お手元に配付しております広域連合議員異動報告書のとおりであります。

日程第 4 議長の選挙

副議長（齋藤恵一君） 日程第 4 「議長の選挙」を行います。

副議長（齋藤恵一君） お諮りいたします。

選挙方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推選によりたいと

思います。

これに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（齋藤恵一君） 御異議なしと認めます。

よって、選挙方法は、指名推選によることに決しました。

副議長（齋藤恵一君） お諮りいたします。

指名の方法については、副議長において、指名することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（齋藤恵一君） 御異議なしと認めます。

よって、副議長において指名することに決しました。

議長に、1番澁谷勲議員を指名いたします。

副議長（齋藤恵一君） お諮りいたします。

ただいま副議長において指名いたしました1番澁谷勲議員を議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（齋藤恵一君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました1番澁谷勲議員が議長に当選されました。

副議長（齋藤恵一君） ただいま、議長に当選されました1番澁谷勲議員が議場におられますので、本席から、会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

副議長（齋藤恵一君） この際、議長に当選されました澁谷勲議員の当選承諾のあいさつをお願いいたします。

登壇願います。

〔議長澁谷勲君登壇〕

議長（澁谷勲君） 議員各位の御賛同を賜わりまして、広域連合議会議長に選出いただきました青森市議会議長の澁谷勲であります。

制度施行2年目となる後期高齢者医療制度については、さまざまな見直しの議論が行われており、国におきましても、今後ともよりよい制度への改善のための対策を講じていくとしているところでありますが、当広域連合議会といたしましても、県下の40市町村、約17万5000人の高齢者の医療を確保し、将来の安心できる医療制度の方向性をしっかりと示していくという大変重要な役割を担っているものと考えております。

このたびは、このような時期に広域連合議会の議長という大任を仰せつかり、まことに身の引き締まる思いをしております。議会の使命を果たすべく決意を新たにしているところでございます。

これからの議会運営に当たりましては、住民の皆様方の御意見を広域連合の施策に反映できるよう、執行機関である広域連合長等と議論を重ねてまいりますとともに、よりよい

後期高齢者医療制度の実現に向け貢献してまいる所存でございます。議員各位の特段の御指導そして御鞭撻を賜りますよう心からまたお願い申し上げて、私の御挨拶とさせていただきます。

本当にありがとうございました。（拍手）

副議長（齋藤恵一君） 私の職務はこれをもって全部終わりました。

御協力ありがとうございました。

それでは、澁谷議長、議長席にお着きください。

〔副議長齋藤恵一君退席、議長澁谷勲君議長席に着く〕

日程第5 議案第8号 専決処分の承認について（平成20年度青森県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号））～

日程第7 議案第10号 専決処分の承認について（青森県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について）

議長（澁谷勲君） 日程第5議案第8号「専決処分の承認について」から日程第7議案第10号「専決処分の承認について」までの計3件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。広域連合長。

〔広域連合長鹿内博君登壇〕

広域連合長（鹿内博君） 平成21年第1回青森県後期高齢者医療広域連合議会臨時会の開会に当たり、議案の概要について御説明申し上げる前に、一言御挨拶を申し上げます。

昨年4月に施行された、平成18年6月の健康保険法等の一部を改正する法律の公布により医療制度の一環として創設された後期高齢者医療制度も、早いもので1年余りが経過いたしております。

制度施行当初から数多くの指摘、批判を浴びながらスタートしたわけですが、その後も制度施行初年度にもかかわらず、たび重なる制度改正が行われたところであります。

平成21年度の今般につきましても、保険料の被保険者均等割額8.5割軽減措置の継続も急遽決定されるとともに、国においては今後もさらによりよい制度への改善を図るための見直しの議論を重ねることとしているとのことでありますことから、当該制度の定着にはまだまだ時間を要するものと感じております。

こうした中にありまして、今年度は、制度上2年ごとに見直しすることとされております来年度からの新たな保険料率等の算定を行うこととなりますが、後期高齢者医療制度の目的とするところは、何と申しましても、これまで家庭や社会のために長年尽くしてこられた高齢者の方々の医療に対する将来の不安を取り除き、安心して医療が受けられ、健康で尊厳をもって生活を営むことができる持続可能な医療制度を確立することにあると受けとめているところでありまして、広域連合に課せられた重要な使命であると認識しております。

そのためには、制度の理解を深めていただくため、正しく、わかりやすい情報を提供することはもとより、一方では、当事者である高齢者の意見を伺うことを初め、高齢者を支える現役世代をも含めたすべての世代の納得と共感が得られるよう、一層の努力が必要であるとの考え方に立ちまして、今般、国においても進めている広く意見を聞く場の設置について、早急に取り組んでまいることとしております。

今後の国の制度見直しに係る動向によっては、厳しいスケジュールも予想されますが、構成 40 市町村との連携体制を一層強化し、広域連合としての運営責任を果たすべく、全力を尽くしてまいり所存であります。

議員の皆様には、広域連合の運営に当たり、今後とも一層の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、議案第 8 号から議案第 10 号までの 3 件の専決処分の承認について御説明申し上げます。

まず、議案第 8 号平成 20 年度青森県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）につきましては、平成 21 年 3 月 27 日に専決処分したものであります。

平成 21 年度における低所得者に対する保険料負担軽減等に要する経費については、国から交付金として交付され、それを基金へ積み立てることとなっていたことから、所要見込み額を積算し、2 月議会において補正したところであります。しかしながら、その後、国の補正予算の成立により、補正した額を上回る額が内示されたことから、歳入歳出ともに増額する必要が生じたものであります。

その結果、補正額は、1 億 9135 万余円の増額となり、予算規模は 1177 億 9609 万余円となったものであります。

議案第 9 号青森県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、平成 21 年 5 月 29 日に専決処分したもので、国及び青森県に準じ、平成 21 年 6 月に支給する期末・勤勉手当の支給月数を暫定的に引き下げたものであり、一般の職員にあつては 0.2 月分、再任用職員にあつては 0.1 月分の引き下げを行ったものであります。

議案第 10 号青森県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、平成 21 年 5 月 29 日に専決処分したもので、政府決定により平成 21 年度の確定賦課において均等割額 8.5 割軽減を適用させるため、所要の改正を行ったものであります。

なお、この 3 件は、いずれも地方自治法第 292 条において準用する同法第 179 条第 1 項の規定に基づき、やむを得ず専決処分したものであります。

何とぞ御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（澁谷勲君） 議案第 8 号について、これより質疑に入ります。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（澁谷勲君） 御質疑なしと認めます。

議案第8号について、これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（澁谷勲君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第8号について、承認することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（澁谷勲君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第8号については、承認することに決しました。

議案第9号について、これより質疑に入ります。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（澁谷勲君） 御質疑なしと認めます。

議案第9号について、これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（澁谷勲君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第9号について、承認することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（澁谷勲君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第9号については、承認することに決しました。

議案第10号について、これより質疑に入ります。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（澁谷勲君） 御質疑なしと認めます。

議案第10号について、これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（澁谷勲君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第10号について、承認することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（澁谷勲君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第10号については、承認することに決しました。

日程第8 議案第11号 副広域連合長の選任について

議長（澁谷勲君） 日程第8議案第11号「副広域連合長の選任について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。広域連合長。

〔広域連合長鹿内博君登壇〕

広域連合長（鹿内博君） 議案第11号について御説明申し上げます。

平成19年第1回定例会において御同意をいただき、選任いたしました副広域連合長工藤祐直氏は、去る6月18日をもって辞任いたしました。そこで、この後任について慎重に検討した結果、平内町長逢坂雄一氏が適任と認められますので、選任いたしたいと存じます。

何とぞ御同意を賜りますようお願い申し上げます。

なお、同氏の経歴についてはお手元に配付いたしましたとおりであります。

議長（澁谷勲君） これより質疑に入ります。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（澁谷勲君） 御質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（澁谷勲君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題になっております議案第11号については、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（澁谷勲君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、同意することに決しました。

日程第9 議案第12号 監査委員の選任について

議長（澁谷勲君） 日程第9議案第12号「監査委員の選任について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。広域連合長。

〔広域連合長鹿内博君登壇〕

広域連合長（鹿内博君） 議案第12号について御説明申し上げます。

平成21年第1回定例会において御同意をいただき、選任いたしました監査委員三浦忠氏は、去る4月23日をもって辞任いたしました。そこで、この後任について慎重に検討した結果、青森市代表監査委員柿崎俊雄氏が適任と認められますので、選任いたしたいと

存じます。

何とぞ御同意を賜りますようお願い申し上げます。

なお、同氏の経歴についてはお手元に配付いたしたとおりであります。

議長（澁谷勲君） これより質疑に入ります。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（澁谷勲君） 御質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（澁谷勲君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題になっております議案第 12 号については、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（澁谷勲君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、同意することに決しました。

議長（澁谷勲君） この際、先ほど副広域連合長に選任することに同意された逢坂雄一君から発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

逢坂雄一君の登壇を願います。

〔逢坂雄一君登壇〕

逢坂雄一君 議長のお許しをいただきまして、一言ごあいさつを申し上げます。

ただいま議員各位から副広域連合長就任の御同意をいただきました平内町長の逢坂雄一でございます。

文字どおり広域連合は、後期高齢者医療制度を運営するための県内関係 10 市 30 町村の連合体でございます。制度運営の最終責任は広域連合にある一方で、保険料徴収や各種申請窓口業務は構成市町村が行うものでありますことから、広域連合と県内すべての市町村が一体不可分のものであり、執行機関といたしまして、議会の御指導、御協力を賜りながら、広域連合と市町村が一丸となって住民の皆様の期待におこたえできるよう取り組んでまいらなければならないとの感慨を新たにいたしているところであります。

後期高齢者医療制度につきましては、制度施行当初は、わかりがたいとか説明が不足しているとか、さまざまな御意見、御批判をいただいたところでありますが、ここに来て、ようやく落ち着いて制度の運用ができる状況になってまいりました。しかし、広域連合の運営の基本は、高齢者の方々の安全で安心な医療サービスの提供はもとより、被保険者の皆様方への適切な情報提供とさまざまな思いや意見をよく聞くことも重要でありますこと

から、本医療制度の目的達成に向け構成市町村との連携を図りながら広域連合長補佐役として誠心誠意努めてまいり所存でございますので、議員各位におかれましては、一層の御支援と御鞭撻を賜りますようお願い申し上げる次第でございます。

本日は、副広域連合長就任の御同意と、このようなごあいさつをさせていただく機会を賜りましたことを深く感謝申し上げます。

ありがとうございました。（拍手）

議長（澁谷勲君） 閉会に当たり、広域連合長より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

広域連合長。

〔広域連合長鹿内博君登壇〕

広域連合長（鹿内博君） 平成 21 年第 1 回臨時会の閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、専決処分の承認及び人事案件について原案どおり御承認、御同意を賜り、厚くお礼申し上げます。

冒頭の挨拶でも申し上げましたが、後期高齢者医療制度をめぐっては、制度施行元年から制度改正が行われる等、徐々に国民の皆様の御理解が深まってきているとは申しますものの、今なお見直しの途上にあることからいたしましても、これまでの国の対応には疑問がないわけではございませんが、今後においては、きちんと我が国の将来を見据えた揺るぎない制度としていくため、幅広く、慎重な議論が肝要であると考えております。

こうした中で、今後、当広域連合を運営するに当たりましては、保険者としての機能を高めつつ、被保険者である高齢者を初めとして、本制度にかかわる関係者、関係機関等の広く意見を聞く場を積極的にもつこと、構成市町村の実情を踏まえながら、これまで以上に連携を深めていくこと、そして、議員の皆様には、今後一層の御支援、御協力をお願い申し上げ、運営主体としての責務を果たしてまいりたいと考えております。

最後に、皆様には、後期高齢者医療広域連合議員の御立場のみならず、それぞれ構成市町村の長または議会議長として、今後ますます御健勝で御活躍されますよう御祈念申し上げます、お礼のあいさつとさせていただきます。

本日は、まことにありがとうございました。（拍手）

閉 会

議長（澁谷勲君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

これにて、平成 21 年第 1 回青森県後期高齢者医療広域連合議会臨時会を閉会いたします。

午後 2 時 25 分閉会

署名

地方自治法第 292 条において準用する同法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

青森県後期高齢者医療広域連合議会

議長 澁谷 勲

副議長 齋藤 恵一

議員 二川原 和男

議員 小野 俊逸

